

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 合 せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係（電話0952-24-1111、内線3035） 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和4年4月1日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の8を参照すること。

追
5
2
号